

警報発令及び地震発生時の臨時閉所について

(1) 午前 8 時に徳島市に次のいずれかの警報が発令中の場合は、午後 2 時まで閉所とします。

また、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、終日閉所とします。

- ・「暴風警報と大雨警報」
- ・「暴風警報と洪水警報」
- ・「大雨警報と洪水警報」
- ・「大雪警報」
- ・「特別警報」
- ・「大津波警報」

(2) 午後 1 時に上記の警報が発令中の場合は、終日閉所とします。

(3) 開所後に上記の警報が発令された場合は、状況に応じて閉所とします。

面接授業、単位認定試験はこの限りではありません。